

死刑制度と良心

— 良心はいかに関わるのか —

同志社大学 神学部教授、良心学研究センター長

小原克博

<http://www.kohara.ac>

1

Overview

1. はじめに
2. なぜ「良心」を問うのか？
3. 「良心」とは？
4. 良心的兵役拒否
5. 良心とコミュニティの境界線
6. まとめ

2

1

はじめに

3

私とアムネスティの出会い — ピエール・サネ先生 —

ピエール・サネ (Pierre Sané)

1992～2001年、アムネスティ・インターナショナル事務局長。2001～10年、ユネスコ事務局長補佐。2011～12年、同志社大学グローバル・スタディーズ研究科 特別招聘客員教授。



4



5



6

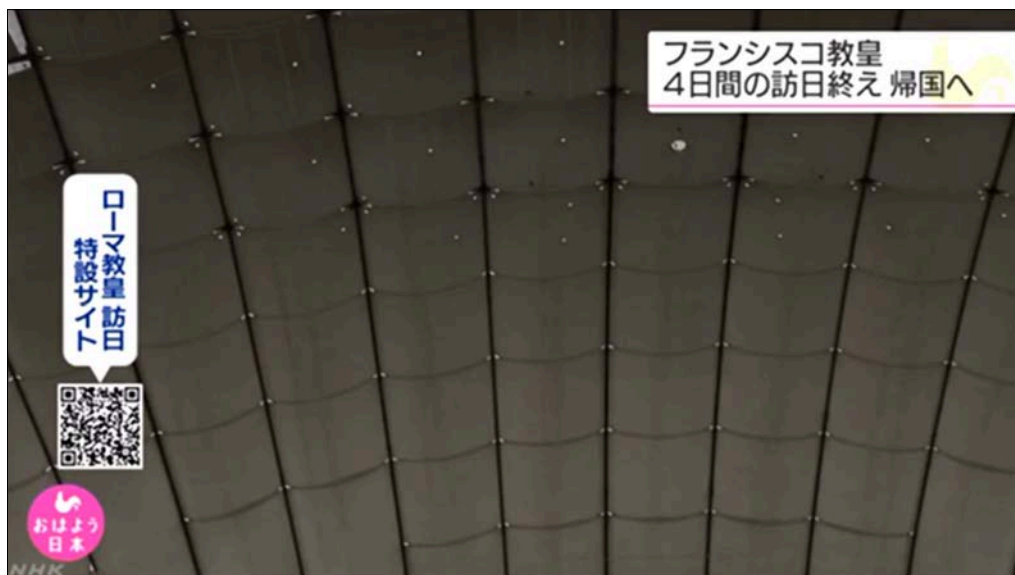


7

私と死刑制度

- ・「死刑制度と平和主義——キリスト教を参照軸として」、『まなぶ』（労働大学出版センター）第661号（2012年6月号、特集「開かれた司法」は、いま）、14-16頁
<http://www.kohara.ac/essays/2012/06/01.html>
- ・上記論考では、死刑反対と絶対平和主義の結びつき、および、死刑容認と戦争肯定の結びつきを指摘。死刑は刑罰として人の命を奪うことであり、それは国家権力によってなされる。国家権力によって生命が奪われるという点で、死刑は本質的に戦争と同じである。

8



9

2

なぜ「良心」を問うのか？

10

「裁く」ことの重さと軽さ

- ・死刑制度を考えることは、人間とは何かを考えること。死刑制度に隣接するテーマ（アムネ스티の場合は「**人権**」、ここでは「**良心**」）を深めることには意味がある。
- ・「人を裁く」ことの意味、重さを考えたい。しかし現実には、人を裁くことの快楽、裁くことの手軽さがSNSなどで広まっている。ネット上の冤罪（ぬれぎぬ）も起こりやすくなっている。

11

裁判員制度と良心—カトリックの事例

- ・日本カトリック司教協議会「「裁判員制度」について——信徒の皆様へ」（2009年6月17日）
<https://www.cbcj.catholic.jp/2009/06/17/6453/>
- ・「カトリック信者であるからという理由で特定の対応をすべきだとは考えません。各自がそれぞれの**良心に従って**対応すべきであると考えます。（中略）さらに死刑判決に関与するかもしれないなどの理由から**良心的に拒否したい**、という方もいるかもしれません。わたしたちはこのような**良心的拒否**をしようとする方の立場をも尊重します。」

12

国家権力とカトリック聖職者

- ・「カトリックの聖職者の裁判員辞退について」（最高裁判所長官宛）
<https://www.cbcj.catholic.jp/2009/09/11/3459/>
- ・「カトリック教会は、二千年の歴史を経て「聖職者は、国家権力の行使を行う公務には就くべきでない」という考え方に到達しました。これは多くの苦しい体験を経て獲得した大切な「知恵」であります。そしてわたしたちは日本の裁判員制度を検討した結果、日本カトリック教会の聖職者が裁判員の任務を引き受けることは、上記教会法第285条の規定に抵触する、との結論に達しました。」

13

良心的裁判員拒否とは

- ・良心的裁判員拒否
 - ・重大な刑事事件（死刑判決もあり得る）において、自分は人を裁くことはできないと考え（人を裁くことの重みの認識）、裁判員になるのを拒否すること。
 - ・こうした拒否について、裁判員法には明文化した条文はない。
 - ・【参考】大城 聡『良心的裁判員拒否と責任ある参加——市民社会の中の裁判員制度』公人の友社、2009年。

14

良心的裁判員拒否に関連する法的根拠

- ・日本国憲法 第19条「思想及び**良心の自由**は、これを侵してはならない。」
- ・日本国憲法 第20条「**信教の自由**は、何人に対してもこれを保障する。（後略）」
- ・【参考】大日本帝国憲法 第20条「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ**兵役ノ義務**ヲ有ス」

15

「良心」を判定することは可能か？

- ・面倒くさい、忙しい、等の理由（裁判員法で定められている「辞退理由」に該当しない理由）のカモフラージュとして「良心的拒否」が持ち出される可能性を考えると、その内実（内心）を判定する必要がある。しかし、それは可能か。
- ・内心への権力の介入は避けるべき。そのためには、代替措置（ボランティアや寄付）を設けた方がよいのではないか。
→ 良心的兵役拒否における代替役務

16

良心的拒否の多様化

- Conscientious objection
- もともとは、良心の自由や信教の自由を根拠とする「**良心的兵役拒否**」(conscientious objection to military service) を意味していた。
- 教育、医療（中絶を含む）そして裁判員制度へと拡大

17

3

「良心」とは？

18

西洋における「良心」

- conscience ← conscientia (コンスキエンティア、ラテン語)
= con (共に) + scire (知る)
- その元になるのは συνείδησις (シュネイデーシス、ギリシア語)
= συν (共に) + εἶδω (知る、考える)
- ドイツ語 Gewissen = ge (共に) + wissen (知る)

【参考】同志社大学 良心学研究センター『良心学入門』
岩波書店、2018年。

19

誰と「共に知る」のか？

- 自己の内面的な対話（内なる他者との対話）【個人的良心】
- 他者と「共に知る」 【社会的良心】
- 神と「共に知る」 【信仰的良心】



20

日本における「良心」

- conscience の訳語として「良心」が最初に用いられたのは、ブリッジマン・カルバートソン訳『新約聖書』（1863年）において、『孟子』から取られた。（『角川 新字源』）
- 孟子は性善説を唱えた。日本語の「良心」も、こうした儒教思想の影響を受けている。
- 福沢諭吉は『学問のすすめ』（1872-76年）の中で conscience を「至誠の本心」と訳した。



21

4

良心的兵役拒否

22

歴史的経緯

兵役拒否に関しては、ローマ帝国下におけるクリスチャンの軍役拒否から、18世紀の米国・英国におけるクエーカーに対する兵役免除まで長い歴史的経緯はあるが、大きな転換点となったのは、その数が急増した第一次世界大戦と第二次世界大戦である。

【参考】市川ひろみ『兵役拒否の思想——市民的不服寿の理念と展開』明石書店、2007年。

23

良心の位置づけの変化

- 良心の位置づけの変化が起こったのは宗教改革の時代。
- 良心の公共的な意味を教会（カトリック）が決定していた時代から、権力からの良心の独立（個人の内面の自律化）を重んじる時代へ。
- 何が良心かについて権力者は介入すべきではないという考え方が、徐々に広まっていくが、良心的兵役拒否者は厳しく罰せられることも少なくなかった（罰金、懲役、死刑）。

24

アメリカ史における事例

- ・17世紀、ロジャー・ウィリアムズとジョン・コットンの間の「寛容」「信教の自由」「良心」をめぐる戦い
- ・異端者や異教徒が誤った存在であったとしても、良心に従っている以上は寛容に接しなければならないとウィリアムズは主張した。
- ・しかし、彼がプロヴィデンスを監督する中、軍事訓練に対する拒否者が続出し、統治と「良心の自由」の間で葛藤することになる。

【参考】森本あんり『不寛容論——アメリカが生んだ「共存」の哲学』新潮選書、2020年。

25

5

良心とコミュニティの境界線

26

共に知る「境界線」の設定と変遷



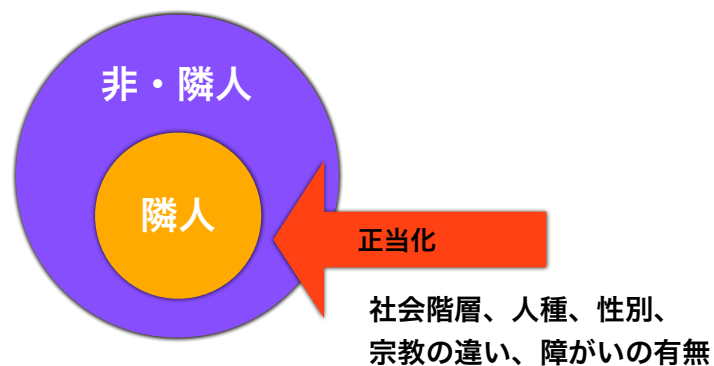
27

共に知る「境界線」の設定と変遷



28

共に知る「境界線」の設定と変遷



29

殺してはならない

- ・モーセの十戒の一つ「殺してはならない」(「出エジプト記」20章13節)
- ・しかし、集団外 (out-group) の人を戦いで殺している。
- ・「殺してはならない」は集団内 (in-group) のおきて。その外部には適用されない。



レンブラント作「十戒」

30

現代における事例

- ・相模原障がい者施設殺傷事件 (2016年7月)
- ・元職員の男が「津久井やまゆり園」(神奈川県相模原市)の入所者19名を刺殺。「障がい者なんていなくなってしまう」と供述。2020年、死刑が確定。

31

相模原障がい者施設殺傷事件が示す課題

- ・健全者 (コミュニケーションできる人) と障がい者 (コミュニケーションのできない人) の間の境界線。「共に知る」こと (conscience) の拒否
- ・植松氏が引いた境界線は、私たちの社会にもつながっている。殺してよい人と、殺してはならない人の境界線。
- ・日本は死刑制度によって、この境界線を法的に維持している。

32

6

まとめ

33

「境界線」と良心

「共に知る」範囲を狭く設定することによって、人間は快適さ（コンフォート・ゾーン）や専門性を増すことができる。しかし同時に、自らに都合よく「共に知る」範囲を限定することにより、近現代の社会が、社会的弱者や「非生産的」人間を排除してきた歴史的教訓から学び続ける必要がある。

→ 包摂的な社会の担い手としての「良心の共同体」の形成

34

死刑制度と社会のあり方

- ・ 殺してよい人と殺してはならない人の境界決定を国家権力に委ねることは正当か？
- ・ 殺してよい人と殺してはならない人の境界線が、生きる価値の有無、生産性の有無という境界設定（価値観）に影響を与えることはないか？ 「赦し」ではなく「裁き」を好む社会的傾向（自己責任論）を強化することにならないか？

35